

資産等報告書に関する  
審査報告書

(令和元年7月1日付け審査依頼)

令和元年9月10日

国分寺市政治倫理審査会

## 1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市議会議員（以下「議員」という。）2名は、任期開始の日から100日以内に資産等報告書を議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、議員の資産等報告書を7月1日に市長より受け取り、審査を求められた。

## 2 審査の経過

令和元年7月29日及び8月27日に審査会を開催した。審査の概要は、次のとおりである。

第1回 7月29日（月） 資産等報告書の審査

第2回 8月27日（火） 審査報告書の検討及び作成

## 3 審査の内容及び結果

審査会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、市長、副市長及び教育長並びに議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ、条例、国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として、議員の資産等報告書の審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

資産等報告書中 (1)「資産等」に関する部分

ア「土地」、イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」、オ「有価証券」、カ「動産」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不

明確なものは認められなかった。

したがって、提出された資産等報告書の内容について、特段の問題は認められなかった。

#### 4 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	酒井雅弘	弁護士
副会長	長野啓江	税理士
委員	國松偉公子	司法書士・行政書士
委員	清水裕二	弁護士
委員	福川裕徳	大学教授